

令和2年度第3回

納本制度審議会オンライン資料の補償に関する小委員会

会次第

- ◇ 日時 令和2年11月16日（月）13時開催
- ◇ 形式 Web会議システムによるリモート開催

会次第

1. 有償等オンライン資料制度収集に向けた課題の整理について
2. その他

令和2年度第3回

納本制度審議会オンライン資料の補償に関する小委員会

配付資料

ページ

(資料1) 納本制度審議会オンライン資料の補償に関する小委員会 所属委員・専門委員名簿 -----	1
(資料2) 有償等オンライン資料制度収集に向けた課題の整理について -----	2-5
(参考資料1) 有償等オンライン資料制度収集に向けた課題について -----	6-9
(参考資料2) オンライン資料収集のイメージ図 -----	10
(参考資料3) 収集・保存・所在情報検索のイメージ図 -----	11
(参考資料4) 主要国のオンライン資料収集制度 -----	12
(参考資料5) オンライン資料収集に係る法規対照表 -----	13

納本制度審議会オンライン資料の補償に関する小委員会  
所属委員・専門委員名簿

小委員長	福井 健策	弁護士
委員	植村 八潮	専修大学文学部教授
	遠藤 薫	学習院大学法学部教授
	奥邨 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	柴野 京子	上智大学文学部新聞学科准教授
	永江 朗	公益社団法人日本文藝家協会 電子書籍出版検討委員会委員
	根本 彰	東京大学名誉教授
専門委員	佐々木 隆一	一般社団法人電子出版制作・流通協議会監事
	樋口 清一	一般社団法人日本書籍出版協会 専務理事兼事務局長

## 有償等オンライン資料制度収集に向けた課題の整理について

平成 24 年の国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）（以下「館法」という。）一部改正により、私人が出版（公開）するオンライン資料<sup>1</sup>を国立国会図書館（以下「NDL」という。）が収集し保存することが可能となった。

無償かつ DRM（技術的制限手段）のないオンライン資料については、平成 25 年 7 月からオンライン資料収集制度（e デポ）による収集を開始したが、有償又は DRM の付されているオンライン資料（以下「有償等オンライン資料」という。）については、補償の在り方や技術面の課題について検討を要するため、当分の間、提供を免除するものとされている。

有償等オンライン資料の制度収集に向けた課題について、現行制度、納本制度審議会による先行答申<sup>2</sup>、納本制度審議会オンライン資料の補償に関する小委員会（以下「オンライン小委員会」という。）における各種ヒアリングの結果<sup>3</sup>、電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業の結果<sup>4</sup>等を踏まえると、以下のように整理することができる。

### 1 収集について

収集対象及び収集方法については、以下のとおりである。

#### 1.1 コード及びフォーマット

- 現状、特定のコード（ISBN、ISSN、DOI）が付与されているもの又は特定のフォーマット（PDF、EPUB、DAISY）で記録されているものを収集対象としている<sup>5</sup>。
- 収集対象とすべきコード及びフォーマットについては、出版流通状況の変化等に応じて見直す必要がある。
- 流通しているフォーマットのまま収集することを原則とするが、長期的な保存・利用の観点から、特定のフォーマットに変換したものを収集することも考えられる<sup>6</sup>。

#### 1.2 DRM

- 長期的な保存・利用の観点から、DRM の付されていないファイルを収集対象とすべきである。
- 出版者が元データを制作し、電子取次事業者又は電子書店が DRM を付与、電子書店が DRM 付きで配信するのが有償等オンライン資料の一般的な制作・流通フローとされている<sup>7</sup>。原則として、NDL への提供義務を負うのは出版者であるが、実務的には、提供義務を負う者の依頼に基づき、収集対象とすべき DRM が付されていない

<sup>1</sup> インターネット等で出版（公開）される電子情報で、図書又は逐次刊行物に相当するもの（電子書籍、電子雑誌等）。

<sup>2</sup> 答申「[オンライン資料の収集に関する制度の在り方について](#)」（平成 22 年 6 月 7 日）（以下「平成 22 年答申」という。）、[中間答申「オンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」](#)（平成 24 年 3 月 6 日）（以下「平成 24 年中間答申」という。）

<sup>3</sup> [学術専門書系の電子書籍・電子雑誌の出版・流通事情に関するヒアリング](#)（平成 29 年度第 1 回オンライン小委員会）、[電子書籍の制作・流通と長期保存に関するヒアリング](#)（令和元年度第 1 回オンライン小委員会）、[リポジトリの運営に関するヒアリング](#)（令和 2 年度第 2 回オンライン小委員会）

<sup>4</sup> 「[電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業について](#)」（令和 2 年度第 1 回オンライン小委員会資料 2）（以下「実証実験事業について」という。）

<sup>5</sup> 「国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額に関する件」（平成 25 年国立国会図書館告示第 1 号）（以下「告示」という。）第 2 項及び第 3 項

<sup>6</sup> 平成 22 年答申 pp.23-24

<sup>7</sup> 「電子書籍の基礎知識」（「実証実験事業について」別添 4）

ファイルを保持する電子取次事業者等が NDL への提供作業を代行することも想定される。

### 1.3 バージョン違い及び最良版

- 内容に増減又は変更がある場合、原則として、各バージョンが収集対象となる<sup>8</sup>。冊子体の「版違い」に相当する本質的な差異が認められる場合、文化財の蓄積及びその利用に資するという収集目的<sup>9</sup>に鑑みても、各バージョンを収集する必要がある。
- オンライン資料の性質上、冊子体の「刷違い」に相当する字句訂正等の軽微な差異が認められるバージョンが多数ある場合や、同一内容が複数のフォーマットで流通している場合がある。このような場合、代表的なバージョンを最良版として収集する運用が考えられる<sup>10</sup>。
- 図書の一章や雑誌論文等、著作の一部分のみで流通している場合、原則として流通単位で収集するものと考えられるが、完全なバージョンを収集できることが明らかでない場合は、一部分のみのバージョンを収集対象から除外することが考えられる<sup>11</sup>。

### 1.4 収集方法

- 現状、収集プログラムを用いた「自動収集」、ウェブフォームからアップロードする「送信」、記録媒体に格納して郵送する「送付」の3方法<sup>12</sup>があるが、大量提供の場合にはファイル転送システムを活用する等、個別の事例に応じて提供者の作業負担を軽減するよう努めるべきである。

## 2 収集除外について

文化財の蓄積及びその利用に資するという収集目的の達成に支障がない場合に認められる収集除外の要件<sup>13</sup>については、以下のとおりである。

### 2.1 同一版面

- 「前に納入された図書又は逐次刊行物と同一の版面で構成されるものである」旨の「申出を受け」、「館長が確認した場合」、収集対象から除かれる<sup>14</sup>。
- 単に内容が同じというだけではなく、レイアウトも含めて同一である場合（固定レイアウト型）に適用される概念であり、使用するデバイスによってレイアウトが変化するリフロー型には適用されないものと考えられる。

### 2.2 リポジトリ

- 「長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的とし」、「特段の事情なく消去されないと認められるもの」は、収集対象から除かれる<sup>15</sup>。
- 現状、学術研究機関が運営する機関リポジトリは、上記に該当するものとして収集対象から除かれているが、営利企業で構成される組織が運営するリポジトリについ

<sup>8</sup> 館法第25条の4第2項第2号。納本制度においても同様に規定されている。（館法24条第3項）

<sup>9</sup> 館法第25条の4第1項

<sup>10</sup> 平成22年答申 pp.20-21。なお、パッケージ系電子出版物については、「パッケージ系電子出版物の国立国会図書館法第25条第1項に規定する最良版の決定の基準及び方法に関する件」（平成12年国立国会図書館告示第3号）において最良版の決定基準が定められている。

<sup>11</sup> 平成22年答申 p.20

<sup>12</sup> 館法第25条の4第2項第1号、「国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程」（平成25年国立国会図書館規程第1号）（以下「規程」という。）第2条

<sup>13</sup> 館法第25条の4第2項第3号、規程第3条

<sup>14</sup> 規程第3条第2号

<sup>15</sup> 規程第3条第3号

ても、要件への合致状況次第では、これに該当する可能性がある。

- 特に営利企業で構成される組織が運営するリポジトリについては、運営目的・体制、公衆（NDLを含む。）への利用提供方法、コンテンツ保存方法（修正・削除方針の妥当性を含む。）をあらかじめ確認する必要がある。
- 特に営利企業で構成される組織が運営するリポジトリについては、運営停止時のコンテンツの取扱い（NDLや他のリポジトリへの移管等）、定期的な運営状況報告（提供停止コンテンツの情報共有を含む。）及びNDLとのメタデータ連携の実施について、NDLとリポジトリ運営者の協定書等により担保する必要がある。

### 3 利用について

図書館資料としての閲覧及び複製物の提供については、以下のとおりである。

#### 3.1 閲覧

- 有体物の図書館資料と同等の利用形態（NDL館内閲覧、同時閲覧制御）であれば、出版ビジネスを阻害するほどの影響は認められない<sup>16</sup>。
- 市場において有償で流通するオンライン資料について、NDL館内利用者に限らず、国内の公共図書館等からも利用できる形で提供する場合は、電子図書館サービス等の出版ビジネスを阻害する可能性がある<sup>17</sup>。
- オンライン資料への社会的ニーズは高まっており、出版ビジネスへの配慮の一方で、権利者の許諾が得られる場合にはインターネット公開を可能とする等、利便性を向上させる取組も求められる。

#### 3.2 複製

- 有体物の図書館資料と同様に、調査研究を目的とした著作物の一部分のプリントアウトは、著作権法上、著作権者の許諾を要せずに行うことが可能である<sup>18</sup>。

#### 3.3 その他

- 出版業界には将来の利用サービス拡大に対する漠然とした不安や懸念が認められる。それを払拭するためにも、利用提供方法についての明確なルール作りが必要である。

### 4 補償について

補償については、以下のとおりである。

#### 4.1 ファイル本体

- NDLへ提供するための複製費用は軽微であり、補償を要するほどの額にはならず、利用による経済的損失についても、有体物と同等の利用形態（NDL館内閲覧、プリントアウト）に限れば、補償を要しない<sup>19</sup>。

#### 4.2 提供に係る手続費用

- 必要最小限度の項目に限る場合のメタデータ付与に係る費用、NDLへの送信作業に係る費用は、軽微であることから補償を要しない<sup>20</sup>。

---

<sup>16</sup> 「実証実験事業について」 p.5

<sup>17</sup> 「実証実験事業について」 p.5

<sup>18</sup> 平成22年答申 p.25

<sup>19</sup> 平成22年答申 p.28、平成24年中間答申 p.4、pp.9-13

<sup>20</sup> 平成24年中間答申 pp.9-13。なお、オンライン資料を識別するために必要なメタデータ項目は、告示第4項において定められている。

- オンライン資料の制作・流通フローを踏まえ、DRM を付与する前段階のファイル提供を前提とすれば、DRM 解除費用については補償を要しない。
- 平成 24 年中間答申で指摘された有償かつ DRM 付きオンライン資料の大量提供に伴う特別な作業負荷<sup>21</sup>は、特別なメタデータ項目の付与を求めず、上記 1.4 で述べた大量提供に対応する収集方法を用意することを前提とすれば、必ずしも、別途補償についての検討を要するほどではない。
- 平成 24 年中間答申で指摘された非ダウンロード型資料、専用端末型資料の提供に伴う特別な作業負荷<sup>22</sup>は、元データを制作した出版者から DRM が付与されていないデータを収集することを前提とすれば、別途検討する必要はない。
- 現状、記録媒体に格納して送付する場合の媒体費用と送料は補償の対象とされている<sup>23</sup>。これについては、引き続き補償が必要である。
- 上記 1.2 で述べたオンライン資料の代行提供が大規模に行われ、平成 24 年中間答申で指摘された重複調査、出版情報の把握、督促等の付加的な作業<sup>24</sup>の実施も可能である等、効率的な資料収集に資すると認められる場合は、代行提供の仕組みを積極的に活用することも考えられる。その場合、提供に係る一連の作業に見合う対価を支払うことが考えられる。

#### 4.3 政策的補償その他のインセンティブ

- 著作の真正性（＝改変されていないこと）や刊行日（＝受入日以前）の判断に資するものとして、NDL によるオンライン資料の受入証明が考えられる<sup>25</sup>。
- オンライン資料のデータバックアップ機能として、NDL が収集し保存するデータについて、その提供者自らの求めに応じ、無償で電子的複製を提供する仕組みが考えられる。
- オンライン資料の利用促進に資するものとして、NDL が運営する統合的な検索サービスの検索対象とし、検索結果から本文情報（有償販売サイトを含む。）へのナビゲートを行う仕組みが考えられる。

## 5 その他

以下の点についても、留意する必要がある。

### 5.1 出版情報の可視化

- NDL が制度に基づき収集した資料のみならず、収集対象外となるリポジトリに収録されているオンライン資料についてもメタデータ連携を行い統合的に検索できるようにすることで、有体物・無体物を問わず、国内発行資料に関する出版情報の総体を可視化することが望まれる。

### 5.2 アクセシビリティへの配慮

- オンライン資料の収集や利用提供に際しては、視覚障害者等の読書環境の整備のため、上記 1.3 で述べた最良版の選択等の点でアクセシビリティに配慮する必要がある。

<sup>21</sup> 平成 24 年中間答申 p.13

<sup>22</sup> 平成 24 年中間答申 pp.13-14

<sup>23</sup> 告示第 1 項

<sup>24</sup> 平成 24 年中間答申 p.15

<sup>25</sup> 平成 22 年答申 p.21

# 有償等オンライン資料制度収集に向けた 課題について

---

1

## 1. これまでの検討経緯

---

### ① 納本制度審議会による先行答申

- 答申「ネットワーク系電子出版物の収集に関する制度の在り方について」（平成16年12月9日）において、ネットワーク系電子出版物の収集には、有体物を対象とする既存の納本制度とは別の制度が必要とされた。
- 答申「オンライン資料の収集に関する制度の在り方について」（平成22年6月7日）において、民間発行の電子書籍・電子雑誌等を、個別の契約によらずに収集する制度が必要とされた。あわせて、制度的収集を行うに当たっての補償に関する課題が示された。

2

6



# 1. これまでの検討経緯

---

## ② 継続審議中の事項

- 国立国会図書館長からの諮問「平成22年6月7日付け納本制度審議会答申『オンライン資料の収集に関する制度の在り方について』におけるオンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」（平成23年9月20日）を受け、納本制度審議会での審議が続いている。
- 中間答申「オンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」（平成24年3月6日）において、無償かつDRMなしのオンライン資料については、記録媒体に格納して郵送する場合の媒体費用と郵送料を補償するのが妥当とされた。また、有償またはDRMありのオンライン資料については、さらに審議を行う必要があるとされた。

# 1. これまでの検討経緯

---

## ③ 現状

- 国立国会図書館法の一部改正（平成24年法律第32号、平成25年7月1日施行）により、私人が出版（公開）するオンライン資料を国立国会図書館が収集し、保存することが可能となった。ただし、有償またはDRMありのオンライン資料については、当分の間、当館への提供を免除するものとされている。
- オンライン資料収集制度（eデポ）を開始（平成25年7月1日～）、無償かつDRMなしのオンライン資料を収集している。なお、有償またはDRMありのオンライン資料については、電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業を行い収集制度の在り方を検討する一方、発行者からの任意提供に基づく収集を行っている。

## 2. 課題

---

### ① 中間答申の概要と残課題

中間答申では、以下のとおり、資料の類型ごとに整理された。

#### ➤ A群（無償・DRMなし）

- 館へ提供するためのデータ複製費用は軽微であり、利用による経済的損失も発生しない（そもそも無償のものである）ため、出版物本体に対する補償は不要。
- 提供に係る手続費用のうち、必要最小限の項目に限ったメタデータの付与や館への送信作業に要する費用は軽微であるため無償とし、館が指定する記録媒体（DVD等）に格納し郵送する場合は、記録媒体と郵送に要する最小限度の実費を補償するのが妥当。

⇒オンライン資料収集制度（eデポ）により収集を行っている。

5

## 2. 課題

---

#### ➤ B群（有償・DRMなし）

C群（有償・DRMあり）

D群（無償・DRMあり）

- A群同様に複製費用は軽微であり、無償のD群に限らず有償のB・C群についても館内閲覧とプリントアウトの提供という利用形態であれば利用による経済的損失は軽微であるため、出版物本体に対する補償は不要。ただし、B・C群について政策的補償やその他のインセンティブの付与を行う余地がある。
- 提供に係る手続費用について、B群はA群と同様だが、C群は大量提供に伴う作業負荷、C・D群はDRM解除に伴う作業負荷についても検討を要する。

⇒電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業を行い、引き続き検討中。

6

8

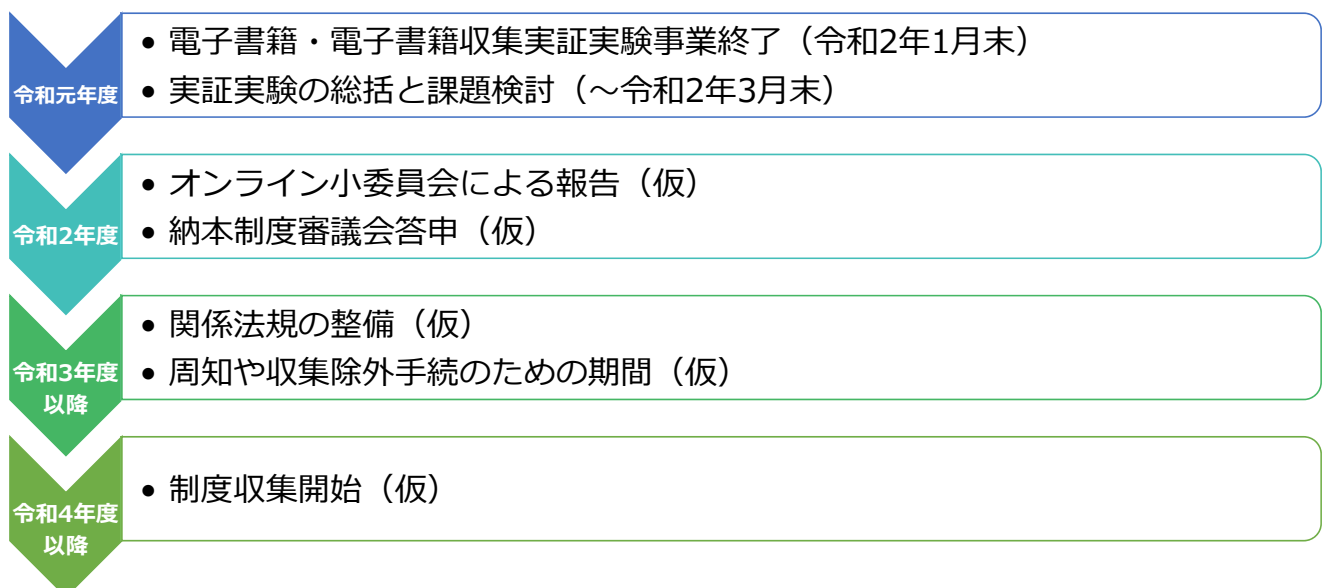
## 2. 課題

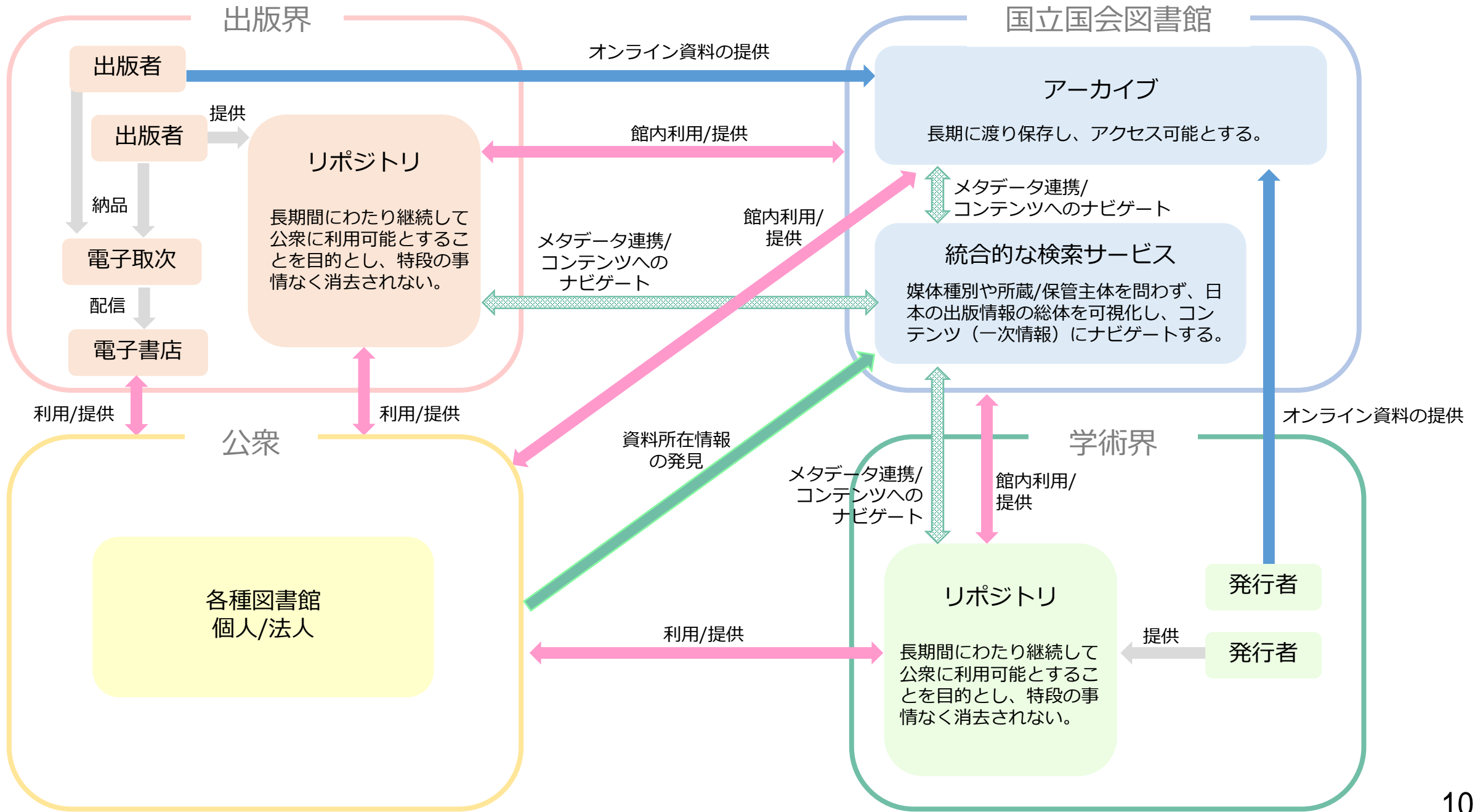
### ② その他の課題

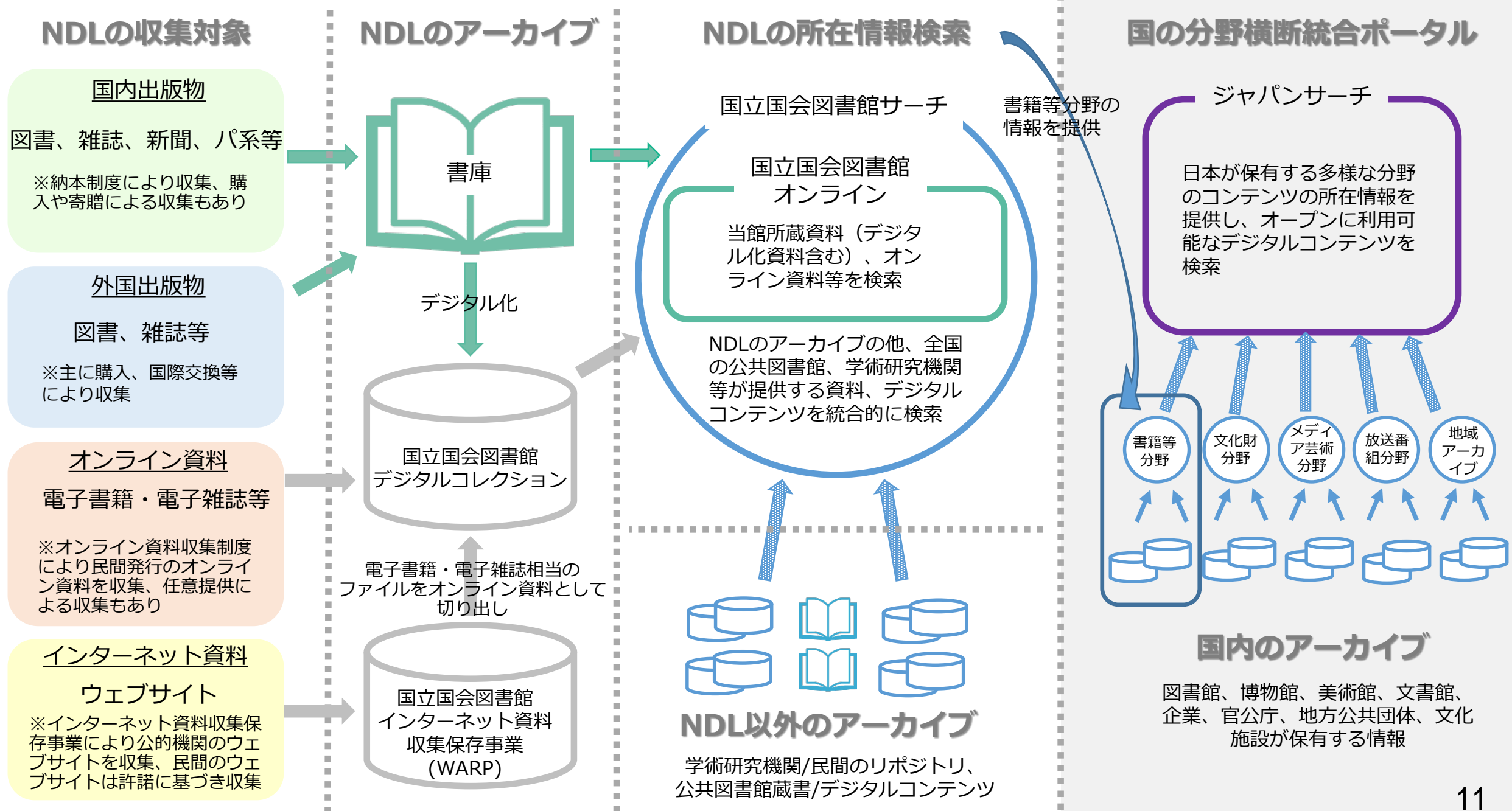
- 現行制度上、収集対象から除外される場合に該当する条件の明確化  
⇒リポジトリ（長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的とし、特段の事情なく消去されないと認められる場合）等
- 収集方法や長期保存に関する技術的な問題
- ビジネスを阻害しない利用の在り方

## 3. 想定スケジュール（仮）

※最速の場合を想定したスケジュール









	米国議会図書館 (Library of Congress : LC)	英国図書館 (British Library : BL)	ドイツ国立図書館 (Deutsche Nationalbibliothek : DNB)	フランス国立図書館 (Bibliothèque nationale de France : BnF)	カナダ国立図書館・文書館 (Library and Archives Canada : LAC)	オーストラリア国立図書館 (National Library of Australia : NLA)	【参考】オランダ王立図書館 (Koninklijke Bibliotheek : KB)
収集対象	対象資料 ・米国内で発行され、オンラインでのみ利用可能な電子逐次刊行物のうち、著作権局からリクエストされた資料。 ・電子書籍を収集対象に含めるための規則案について、パブリックコメント手続中。	・英国内で発行され、オンラインで公開されている資料。 ・録音・動画資料、一定範囲の者だけが利用可能である個人情報を含んだ資料、及び規則制定時（2013年4月6日）以前に公開された資料は収集対象外。 ・「英国内で発行」とは、英国若しくは英国内の場所に関係するドメイン名を持つウェブサイトにおいて公衆に利用可能とされたもの、又は、資料の創作又は出版に関係する何らかの活動を英国内において行った個人により公衆に利用可能とされたもの。 ・運用上、ゲーム、アプリ、動的データベース、電子地図、図書館で動作しない形式は収集対象外。	・ドイツで公開された無体の公表著作物（公共のネットワーク上における文字、画像及び音声によるすべての表現） ・外国で公表されたドイツ語資料、ドイツ語著作物の外国語への翻訳、ドイツに関する外国語で書かれた資料も対象。 ・具体的には、インターネット上で出版された電子雑誌、電子書籍、大学の学位論文、オーディオブック、楽譜、古い出版物のデジタル化資料等。 ・プレプリント、アプリ、テレビ/ラジオ番組、純然たる商業的又は私的な目的のもの（製品/サービス紹介等）、特定のテーマを持たないブログは収集対象外。	・ウェブアーカイブとしてサイトごと収集。 ・ドメイン名「.fr」のウェブサイト、「.fr」以外でフランスに所在する法人/自然人により公開された又はフランス領域内において公開されたウェブサイトが対象。 ・技術的、経済的にサイトにアクセスできない場合（データベース、パスワードで保護されたコンテンツ、アクセスフォーム、有料コンテンツ、サブスクリプション等）、現状では収集不可。 ・インターネット配信されるテレビ/ラジオ番組関連は、フランス国立視覚研究所（INA）が収集。	・カナダにおいて利用可能となったオンライン出版物。 ・有償・無償、一般公開・限定公開を問わない。 ・全ての版・形式が収集対象だが、最良版の規定あり。収集後の修正は不可。 ・運用により、ウェブサイトは収集対象外。	・オーストラリアにおいて、オンラインで入手可能な書籍、定期刊行物、新聞、パンフレット、楽譜、地図、ウェブサイト、ウェブページ等であり、NLAからリクエストを受けた資料。 ・音楽映像資料、ゲーム、アプリ、著作権侵害や機密の情報、インターネットで排他的に共有されている情報、特定個人が利用可能な個人的情報等は収集対象外。 ・「オンラインで入手可能」とは、ドメイン名「.au」のサイト、オーストラリア居住者が管理するサイト、オーストラリアにおいてアクセス可能でありNLAが必要とみなしたサイトで公開された資料、ウェブサイト以外でオーストラリアで又はオーストラリア居住者によって公開された資料。	・納本制度はなく、出版団体との協定書に基づき収集。 ・原則として全ての電子出版物を、販売されているものと同じ態様で、検索用ソフトウェアやマニュアル類とともに収集。文字資料（図画ありの資料含む）、マルチメディア（画像/音声等と文字の統合表現）、データベースを含む。 ・インターネットに限らず、ローカルネットワークにおいて出版されたものも含む。 ・ゲーム、アプリは収集対象外。内容が非常に頻繁に変化する動的データベースは、原則的には協定書に含まれているが、現実的な理由からは未だ収集していない。
版権の取扱い	・印刷物と電子形態がある場合、印刷物のみ収集。 ・最良版の規定あり。	・印刷物と電子形態がある場合、一方のみ収集。出版者との間でオンライン収集の合意ができるまでは印刷物を収集。	・印刷物と電子形態がある場合、両方収集。	・印刷物と電子形態がある場合、両方収集。	・印刷物と電子形態がある場合、両方収集。	・印刷物と電子形態がある場合、一方のみ収集。 ・電子形態にオンライン資料とバリエーションがある場合、オンライン資料をリクエストしない限りは/バリエーションが収集対象。 ・内容に付加情報等の差がある場合、完全に最良版を収集。 ・内容が異なる場合、両方収集。	・印刷物と電子形態がある場合、一方のみ収集。原則として電子形態を優先。 ・例外として、児童書、美術書等は印刷物を収集。 ・印刷物のみが出版された場合も、電子形態での受取が可能。ISBNのない資料は、印刷物を受け取らず、電子形態で収集。 ・初版と、原則として全ての改訂版を収集。
フォーマット	・XML(JATSを含むNLM-DTD, その他の主要DTD, 独自DTD, スタイルシート有が望ましい) ・PDF/A, PDF (検索可能テキスト有が望ましい) ・XHTML, HTML, XML, プレーンテキスト, その他 (スタイルシート有が望ましい)	・PDF, EPUB, XML, HTML, SGML, Microsoft Word, RTF ・2以上のフォーマットがある場合、どちらを収集するかは相談。 ・50アイテム以上の場合は、アグリゲーターやディストリビューターによる代行納入オプションあり。Porticoにアーカイブしている発行者は、Porticoに代行納入を委託できる。	・PDF, EPUBはアップロードに対応。PDFを優先収集。 ・その他 (.ps等) も受け入れる。 ・Kindleで使用されているmobilは長期保存に適さないため、現状では受け入れない。自費出版の発行者からPDFがEPUBに変換したファイルを受け取るオプションあり。	-	・PDF, EPUB ・HTML, XML, PH, ASP等もかつては収集していたが、管理できないことから現在は収集対象外。	・PDF, EPUB, mobiはアップロードに対応 (EPUBを優先収集)。 ・Wordは不可。その他は相談 ・地図については、PDF, GeoPDF, TIFF, or GeoTIFFを受け付ける。	・PDF
納入者	著作権者又は排他的発行権者	発行者	公表著作物を頒布し、又は、公衆に利用可能とする権利を有し、かつ、所在地、事業所又は主たる住居をドイツに置いている者	発行者、印刷者、輸入者等	発行者（オンライン出版物をカナダ内において利用可能とした当該出版物の複製権を有する者又はコンテンツを制御できる者。単に頒布しただけの者は含まない。）	発行者	発行者（義務はない）
収集方法	・アップロード (Webフォーム) ・FTP ・許諾を受けたプロバイダ経由での提供	・アップロード (webフォーム) : 年間発行50アイテム以下の場合。 ・自動収集 : インターネット公開している場合。PWやログイン機能で保護されている場合は、1か月前までにアクセスを要求する。 ・50アイテム以上の場合は、アグリゲーターやディストリビューターによる代行納入オプションあり。Porticoにアーカイブしている発行者は、Porticoに代行納入を委託できる。	・アップロード (webフォーム) ・自動収集 (OAI-PMH, ホットフォルダ (SFTPまたはWebDAV))	・自動的収集 (Heritrix)	・アップロード (専用プラットフォーム) : 200MB以下のファイルの場合 ・一括バッチ収集 : 大手出版社は直接又は取次事業者 (CoreSource社) 経由で収集。Willy社を通じた収集実績もあり。 ・Email : 逐次刊行物のみ	・アップロード (edeposit service) : 500MB以下のファイルの場合 ・一括バッチ収集 : 大手出版社は直接又は取次事業者 (CoreSource社) 経由で収集。Willy社を通じた収集実績もあり。 ・その他、出版社との合意による方法	・アップロード (webフォーム) : 個別の出版物ごとに送付する場合 ・自動収集 : 希望する場合は、収集のワークフローを担当者と相談 ・その他、取次事業者 (Centraal Boekhuis社) 経由の収集あり。 ・学術論文は大学リポジトリ経由で収集。
DRM (技術的制限手段) の取扱い	・DRMを解除して納入 ・電子書籍については、DRMなし版→DRM解除版→DRMあり版 (ただし何らかの方法でアクセス保証を行うこと) という優先順で収集することを検討中。	・DRMを解除し、収集長期保存できる形態で納入 ・作品にアクセスするための情報を併せて提供しなければならない。	・DRMを解除して納入 ・収集が技術的に不可能又は著しい労力を伴う場合には、収集を免除することができる。	-	・DRMを解除して納入 ・出版物へのアクセスに必要な、特別に作成されたソフトウェア、マニュアルを含む技術的又はその他の情報のコピーも提供	・DRMを解除して納入 ・解除できない場合は図書館での保存方法を相談するが、保存できないと結論づけたものは収集しない ・出版物へのアクセスに必要なプログラム及び情報 (ツール、データ、指示書) 並びに出版物に付随して公表されたマニュアルその他の情報資料も併せて提供する。	・DRMを付したまま納入 ・ただし、保存のために必要な場合、図書館がDRMを解除可能。必要に応じて、保存方法について出版社と協議する。
補償	なし	なし	なし (有体物については、納本が不合理な負荷となる場合に製造原価の補助申請が可能)	なし	なし (製造原価 (≠小売価格) 分について、課税に際して経費計上可能との記載あり)	なし	なし (有体物については、高額なものについて価格の75%を請求できる仕組みあり)
利用方法	公開範囲 /エンバゴ ・議事堂地区の施設及び遠隔の議会図書館内で、認められた利用者 (図書館職員/契約スタッフ、登録研究者、下院上院の議員/秘書/職員) のみ閲覧可能。 ・権利者の許諾がない場合は、インターネット公開しない。 ・同時アクセスは2ユーザまで。	・収集後7日間は利用禁止、その後館内限定公開。 ・納本図書館での送信は可能。 ・同時アクセスは、各納本図書館につき1ユーザまで。 ・発行者の正当な利益を非合理地侵害する可能性があることを示せば、最長3年間の公開猶予 (最長3年間の更新可)。 ・権利者の許諾が得られた資料はインターネット公開。	・館内のインターネットに接続されていない端末で閲覧。 ・権利者の許諾が得られた資料はインターネット公開。	・登録利用者への館内限定公開 (納本資料一般と同じ)	・発行者が納入時に公開範囲を選択可能。 ①限定アクセス : 館内の専用端末でのみ閲覧可 ②オープンアクセス (推奨) : インターネット公開	・発行者が納入時に公開範囲を選択可能。 ①基本アクセス ・商用出版物は、国立図書館の館内端末でのみ利用可。 ・非商用出版物は、閲覧のみ設定でインターネット公開 ②エンバゴ ・図書、楽譜及び地図は12か月、雑誌、新聞は6か月のエンバゴ期間を経過するまで基本アクセスのみ。経過後はオープンアクセスとなる。 ③オープンアクセス ・即時にインターネット公開	・ネットワークから隔離された館内端末で、認められた利用者 (電子出版物の利用を許諾された図書館職員/登録利用者個人) のみ閲覧可能。 ・納入者から明示的な別段の指示があった場合には、館外公開を行う。
プリントアウト/電子的複製	・著作権法のフェアユース規定が認める範囲までプリントアウト可 (紙資料と同様) ・電子的複製、メール送信は、当分の間認めない (議会図書館がこれらのサービスの影響範囲及び技術的なセキュリティ・実現可能性について調査のため)	・紙資料と同様の範囲でプリントアウト可 ・電子的複製不可 ・視覚障害者のための複製は、既存の著作権の範囲内で可	・館内限定公開の資料は、著作権法の範囲内でプリントアウト可、電子的複製不可	・プリントアウト・ダウンロード不可	・限定アクセスの場合は、プリントアウト・電子的複製・送信不可。	・基本アクセス及びエンバゴ状態の資料についてはプリントアウト・電子的複製不可 ・オープンアクセス資料はいずれも可	・館外公開されていない資料について、私的使用で一部分 (10,000語、A4版で25枚) に限りプリントアウト可能。 ・電子的複製は出版社の条件次第。
根拠法規	・合衆国法典第17編第407条 ・運用を定める著作権局規則§202.19、§202.24、Part202附則B (電子逐次刊行物については2010年規則)	・2003年法定納本図書館法 ・2013年法定納本図書館 (印刷資料以外に関する) 規則	・ドイツ国立図書館法2006年改正 ・納本令2008年改正	・文化遺産法典第3編 L131-1~L133-1、R131-1~R133-1-1 (2006年改正法、2011年デクレ、2014年アレテ)	・2004年カナダ図書館・公文書法 ・納本規則2006年改正	・著作権法第10編第3節 (2015年改正)	・1999年のオランダ出版協会との協定 (2005年改訂) ・電子ジャーナルの収集は、エルゼビア等の個別の出版社と協定有
その他	・電子逐次刊行物の収集は2010年から。 ・電子書籍は2020年10月時点でパブリックコメント手続中。	・2013年から収集開始。 ・2015-2020の収集方針によると、予算等の制約もあり、収集には優先順位をつけることされており、ウェブサイトの包括的収集は継続しつつ、電子版でしか出版されない電子書籍、電子雑誌等を優先的に集めるとされている。 ・法定納本制度の円滑な運用のため、出版社と図書館側の幹部で構成する法定納本合同委員会を設置。欧州出版諮問会議議長と英国図書館長が共同委員長を務める。個別の納本をめぐる出版社と図書館との紛争解決機関としての機能も持つ。	・2006年収集開始、2009年以降本格化 ・2017年の方針によると、科学ジャーナル、その他のジャーナル記事、電子音楽資料及びウェブサイトの現行基準に基づく収集を優先していくとともに、他館が所蔵するデジタル資料や、美術館・公文書館の収蔵品のデジタル化資料等は収集しないとされている。	・2012年半ばプロジェクト開始、2013年まで収集方法等を出版界と協議、2015年から収集を実験的に開始 ・2015年の方針書によると、1年に一回、フランス内のサイトを大規模に収集するほか、予算や容量の制約により規模、深度及び頻度は異なるが、特定のテーマを選定しての収集を行っている。	・2007年1月収集開始 ・2018年の収集方針によると、カナダ人による出版又はカナダに関する出版に限定した収集を行う。	・2016年2月収集開始 ・2020年の収集方針では、網羅的な収集が困難な場合には、資料群の幅広く多様性を適切に代表するものを選択して収集するとされている。	・2003年から収集開始 ・処理能力の関係から、地方公共団体のレポート類等は収集対象外とされている。
参考URL	<a href="https://www.copyright.gov/mandatory/">https://www.copyright.gov/mandatory/</a> <a href="https://www.copyright.gov/rulemaking/ebookdeposit/">https://www.copyright.gov/rulemaking/ebookdeposit/</a>	<a href="https://www.bl.uk/legal-deposit">https://www.bl.uk/legal-deposit</a> <a href="https://www.bl.uk/help/how-to-deposit-your-digital-publications">https://www.bl.uk/help/how-to-deposit-your-digital-publications</a>	<a href="https://www.dnb.de/DE/Professionell/Sammeln/sammeln_node.html">https://www.dnb.de/DE/Professionell/Sammeln/sammeln_node.html</a> <a href="https://www.dnb.de/DE/Professionell/Sammeln/Unkoerperliche_Medienwerke/unkoerperliche_medienwerke_node.html">https://www.dnb.de/DE/Professionell/Sammeln/Unkoerperliche_Medienwerke/unkoerperliche_medienwerke_node.html</a> <a href="https://www.dnb.de/SharedDocs/Downloads/EN/Ueber-uns/zumSammelaufragEN.pdf?__blob=publicationFile&amp;v=2">https://www.dnb.de/SharedDocs/Downloads/EN/Ueber-uns/zumSammelaufragEN.pdf?__blob=publicationFile&amp;v=2</a>	<a href="https://www.bnf.fr/fr/le-depot-legal">https://www.bnf.fr/fr/le-depot-legal</a> <a href="https://www.bnf.fr/fr/legislation-relative-au-depot-legal">https://www.bnf.fr/fr/legislation-relative-au-depot-legal</a> <a href="https://www.bnf.fr/fr/centre-d-aide/depot-legal-des-sites-web-mode-demploi">https://www.bnf.fr/fr/centre-d-aide/depot-legal-des-sites-web-mode-demploi</a> <a href="https://www.bnf.fr/fr/centre-d-aide/depot-legal">https://www.bnf.fr/fr/centre-d-aide/depot-legal</a> <a href="https://www.bnf.fr/fr/photocopie-impression-photographie">https://www.bnf.fr/fr/photocopie-impression-photographie</a> <a href="https://www.bnf.fr/sites/default/files/2018-11/charte_doc_synthetique.pdf">https://www.bnf.fr/sites/default/files/2018-11/charte_doc_synthetique.pdf</a>	<a href="https://www.bac-lac.gc.ca/eng/services/legal-deposit/Pages/legal-deposit.aspx">https://www.bac-lac.gc.ca/eng/services/legal-deposit/Pages/legal-deposit.aspx</a> <a href="https://www.bac-lac.gc.ca/eng/services/legal-deposit/Pages/digital-materials.aspx">https://www.bac-lac.gc.ca/eng/services/legal-deposit/Pages/digital-materials.aspx</a>	<a href="https://www.nla.gov.au/legal-deposit">https://www.nla.gov.au/legal-deposit</a> <a href="https://www.nla.gov.au/sites/default/files/deposit-of-electronic-publications.pdf">https://www.nla.gov.au/sites/default/files/deposit-of-electronic-publications.pdf</a>	<a href="https://www.kb.nl/organisatie/voor-uitgevers/deponeer-uw-publicatie">https://www.kb.nl/organisatie/voor-uitgevers/deponeer-uw-publicatie</a> <a href="https://www.kb.nl/sites/default/files/docs/overeenkomst-nuv-kb.pdf">https://www.kb.nl/sites/default/files/docs/overeenkomst-nuv-kb.pdf</a>

<p>国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）（抄） 第二十五条の四 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者は、オンライン資料（電子的方法磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットその他の送信手段により公衆に利用可能とされ、又は送信されるもののうち、図書又は逐次刊行物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他の簡易なものを除く。）に相当するものとして、館長が定めるもの）をいう。以下同じ。）を公衆に利用可能とし、又は送信したときは、前条の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、館長の定めるところにより、当該オンライン資料を国立国会図書館に提供しなければならない。</p>	<p>国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程（平成二十五年国立国会図書館規程第一号） （オンライン資料） 第一条 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。）第二十五条の四第一項に規定する館長が定めるものは、次に掲げるもの（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他の簡易なものと並びに次条に規定する方法により提供することができないものを除く。）とする。 一 公衆に利用可能とし、又は送信する際に、図書若しくは逐次刊行物の流通のために使用されるコード（特定の図書又は逐次刊行物を識別するための番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。）又は当該コードに類するものであつて館長が定めるものが付与されているもの 二 文字、図形等を結合し、閲覧、複製及び頒布に適した形で記録することを主な目的とする記録方式として館長が定めるものにより記録されているもの（目次、索引その他のこれに附帯するものを含む。）</p>	<p>国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件（平成二十五年国立国会図書館告示第一号）</p>
<p>② 前項の規定は、次の各号に掲げる場合には、適用しない。 一 館長が、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者から、当該者が公衆に利用可能とし、又は送信したオンライン資料を、前項の規定による提供を経ずに、館長が国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することを求める旨の申出を受け、かつ、これを承認した場合 二 オンライン資料の内容がこの条の規定により前に収集されたオンライン資料の内容に比し増減又は変更がない場合 三 オンライン資料の性質及び公衆に利用可能とされ、又は送信された目的に鑑み前項の目的の達成に支障がないと館長が認めた場合</p>	<p>（提供の方法） 第二条 法第二十五条の四第一項の規定により法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者が同項のオンライン資料（以下単に「オンライン資料」という。）を国立国会図書館に提供する方法は、次のいずれかの方法とする。 一 オンライン資料及び当該オンライン資料の題名、作成者その他のオンライン資料を識別するために必要な情報として館長が定めるもの（以下「メタデータ」という。）を、国立国会図書館が提供する送信用情報システムを利用して送信する方法 二 オンライン資料及び当該オンライン資料の題名、作成者その他のオンライン資料を識別するために必要な情報として館長が定めるもの（以下「メタデータ」という。）を、国立国会図書館が提供する送信用情報システムを利用して送信する方法</p>	<p>2 （規程第一条第一号のコード） （規程第一条第一号のコード）は、次のとおりとする。 一 工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X〇三〇五で定める国際標準図書番号 二 日本工業規格X〇三〇六で定める国際標準逐次刊行物番号 三 国際標準化機構の規格第二六三二四号で定めるデジタルオブジェクトアイデンティファイアー 3 （規程第一条第二号の記録方式） （規程第一条第二号の記録方式）は、次のとおりとする。 一 EPUB方式 二 DAISY方式</p>
<p>③ 館長は、第一項の規定による提供又は前項第一号の承認に係るオンライン資料を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。 ④ 第一項の規定によりオンライン資料を提供した者（以下この項において「提供者」という。）に対しては、館長は、その定めるところにより、同項の規定による提供に關し通常要すべき費用に相当する金額を交付する。ただし、提供者からその交付を要しない旨の意思の表明があつた場合は、この限りでない。</p>	<p>（提供の免除） 第二条 この法律による改正後の国立国会図書館法（次条において「新法」という。）第二十五条の四第一項に規定するオンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法によりオンライン資料の閲覧又は記録を制限する手段であつて、オンライン資料の閲覧若しくは記録のために用いられる機器（以下「閲覧等機器」という。）が特定の反応をする信号をオンライン資料とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は閲覧等機器が特定の変換を必要とするようオンライン資料を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。）が付されているものについては、当分の間、館長の定めるところにより、同項の規定にかかわらず、その提供を免することができ。</p>	<p>4 （規程第二条第一号の情報） （規程第二条第一号の情報）は、次のとおりとする。 一 題名 二 作成者 三 出版者（オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者をいう。） 四 出版日（オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した日をいう。） 五 オンライン資料に複数の版が存在する場合は、版に関する情報 六 オンライン資料が規程第一条第一号に掲げるものである場合は、同号に規定するコードの情報 七 オンライン資料がハイパーテキストトランススファアプロトコルにより公衆に利用可能とされた場合は、ユニフォームリソースロケータ 5 （規程第二条第二号の記録媒体） （規程第二条第二号の記録媒体）は、日本工業規格X六二四九に適合する直径百二十ミリメートルのディスクとする。 6 （規程第二条第二号の記録方式） （規程第二条第二号の記録方式）は、ポリウム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇六、X〇六〇七又はX〇六〇九で定める方式とし、記録媒体への記録を完了した時には、日本工業規格X六二四九で定めるファイナライズの処理を行い、追記不可の状態とするものとする。</p>
<p>四 その他館長が特別の事由があると認めた場合 ③ 館長は、第一項の規定による提供又は前項第一号の承認に係るオンライン資料を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。 ④ 第一項の規定によりオンライン資料を提供した者（以下この項において「提供者」という。）に対しては、館長は、その定めるところにより、同項の規定による提供に關し通常要すべき費用に相当する金額を交付する。ただし、提供者からその交付を要しない旨の意思の表明があつた場合は、この限りでない。</p>	<p>（収集目的の達成に支障がない場合） 第三条 法第二十五条の四第二項第三号に規定する館長が認めた場合は、次に掲げる場合とする。 一 オンライン資料が当該オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者の事務に係る申込み、承諾等をし、又は受けることを目的とするものである場合 二 オンライン資料が前に納入された図書又は逐次刊行物と同一の版面で構成されるものであることにつき、当該オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者の申出を受け、館長が確認した場合 三 オンライン資料が長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的としているものであつて、かつ、特段の事情なく消去されないと認められるものである場合</p>	<p>1 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）第二十五条の四第四項に規定する金額は、国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程（平成二十五年国立国会図書館規程第一号。以下「規程」という。）第二条第一号に規定する方法による提供については零とし、同条第二号に規定する方法による提供については次に掲げる金額の合計額とする。 一 記録媒体の購入に要する金額 記録媒体一点につき九十四円 二 送付に要する金額 郵送に要する最低の料金に相当する金額</p>
<p>（提供の免除） 第五条 オンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び国立国会図書館法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第三十二号。以下「改正法」という。）附則第二条に規定する技術的制限手段が付されているものについては、当分の間、その提供を免する。</p>	<p>（公示） 第六条 館長は、第一条第一号のコード及び当該コードに類するもの、同条第二号の記録方式、第二条第一号の情報、同条第二号の記録媒体及び記録方式並びに第四条第一項の金額を定めたときは、官報により公示するものとする。 （委任） 第七条 この規程に定めるもののほか、オンライン資料の記録に關し必要な事項は、館長が定める。</p>	